

臓器提供意思登録システムに関する作業班（第2回）

議 事 次 第

日時：平成18年3月7日（火）

15:00～17:00

場所：合同庁舎5号館

専用第16会議室（13階）

1 開 会

2 議 事

（1）臓器提供意思登録システムについて

（2）その他

3 閉 会

臓器提供意思登録システムに関する作業班（第2回）

配付資料一覧

- 資料1 第1回臓器提供意思登録システム作業班の議論（概要）
- 資料2 臓器提供意思登録システムの整備に当たっての論点整理
- 資料3 脳死した者の身体からの臓器提供の標準的なフローチャート及び検索の段階

- 参考資料1 臓器提供意思登録システムのイメージ図
- 参考資料2 諸外国における臓器提供意思登録システムについて
- 参考資料3 臓器の移植に関する法律（抄）

第1回臓器提供意思登録システム作業班の議論（概要）

1. 前提条件

○何のためのシステムなのかを議論することが必要。日本では、脳死下での臓器提供については、本人の書面による意思表示が前提とされていることに留意することが必要。

○このシステムの検討に当たっては、登録するだけで有効となる心停止下での臓器提供の拒否の意思表示をベースとして考えることが重要。脳死下の臓器提供は大きな課題ではあるが、システムとの関係では、登録はトリガーにすぎず、あとは登録情報の検索の問題。

○臓器提供しないという意思表示に関しては、コンピュータに登録されている情報も有効となるので、どういう状況であれシステムを検索して登録の有無を確認する必要がある。

○拒否の意思をシステムに登録していたとしても、その後、書面による意思表示をしている可能性もあり、システムに残っている意思が最新とは限らないことに留意。

○システムに登録された拒否の意思表示は、一応有効とされるが、否定されることもありうることを明確にしておく必要がある。

2. 本人が登録した情報であることの確認方法

○脳死下での臓器提供の意思表示の場合は、登録時の住所に送付されたとしても、書面を持っていないと有効にならない。一方、心停止下での臓器提供の拒否の意思表示の場合は、登録時の住所に郵送して仮に届かなくてもデータは残る。その意味では本人確認としては完全とは言えない。

○なりすましを防ぐには公的個人認証サービスを利用するとよいのではないか。

○家族でメールアドレスを共有している場合も想定されるので、もう少し本人を識別するファクターを加えたほうがよい。

3. 登録情報を検索する時期

○アメリカのように医療現場からあっせん機関に死亡者の情報が連絡されるようなシステムがあるわけではない。臓器提供意思をどの段階で検索することができるかを議論することが重要。

○コーディネーターが家族に対して説明を行う前の段階で、本人の氏名等の情報をネットワークに連絡し、ネットワークから登録状況を医療機関に提供できるのかという点から議論することが必要。

○医療機関にとっては、家族に対して、臓器提供に関する話を聞きたいかどうか切り出すのが負担となっている。本人の医療情報の一つとして意思の有無を確認できるとありがたい。

○ネットワークがどの段階で登録情報を提供するかについては、登録時の画面で詳細を示し、同意をとっておけば、本人がその段階での情報提供に同意しているという解釈で運用することが可能。

○心停止下での臓器提供の場面では、家族との面談に加え、登録の有無の確認が必須となる。

4. システムの運用について

(変更)

○メールアドレス、パスワード、リマインダーは、一定期間の経過による変更、紛失が考えられることに留意。

○メールアドレスを忘れた場合等には変更手続きができなくても、再度新規登録してもらい、最後に登録されているものを有効とすることにより運用する方法はある。

(削除)

○一度登録した情報を削除するための手続を設けておくことが必要。

(登録する者の年齢)

○15歳以下の者の意思（※臓器提供に関する意思表示については、遺言可能年齢等を参考とし、ガイドラインで15歳以上の者の意思表示が有効とされて

いる)は登録できないこととするのか。登録者の意思に任せるということも考えられるが、臓器提供には関係しない者の情報がシステムに登録されていることとなるので、取扱について検討が必要。

(有効期限)

○例えば腎臓の適応は70歳以下が望ましいといったことはあるが、普及啓発という観点からいうと提供したい気持ちをまずは示していただくことが重要。

○登録されたデータは永久に蓄積されるのか。アイバンクでは登録制を開始した昭和32年のデータが今も残っている。登録された情報の有効期限について、システム開始の段階で決めておく必要がある。

○例えば寿命を参考として一定の年齢に達した後に削除されるような形にすれば、住基ネットワークと連動しなくてもシステムとしては成立するだろう。

(その他)

○家族との話し合いをせずに登録することも考えられるので、例えば事前に家族との話し合いを求めるなど、システム上何らかの工夫ができないか。

(説明しておくべき事項)

○情報の利用目的及び方法については、内容に応じて過不足のないように明示しておくことが必要。また、変更の手続についても同様。

○安全管理については、十分な安全管理措置がとれるように運用者において留意することが必要。

臓器提供意思登録システムの整備に当たっての論点整理

1. 前提条件

(1) システムの目的

- ① 臓器提供に関する意思がより確実に尊重されるようにすること
- ② 臓器提供意思表示カードの普及

(2) 登録する情報の内容

- ① 臓器提供意思に関する事項
- ② 本人に関する事項
 - ・ 氏名
 - ・ 性別
 - ・ 生年月日
 - ・ 住所
 - ・ 電話番号
- ③ その他
 - ・ メールアドレス、パスワード
 - ・ パスワードを忘れた場合のリマインダー

(3) システムに登録された意思表示の法的意味について

- ① 脳死下での臓器提供については、臓器移植法において、本人の「書面」による意思表示が必要とされている。
→システムに登録された意思表示は、書面による意思表示とはみなさない。
- ② 心停止下での臓器提供については、臓器移植法附則において、本人が臓器を提供する「意思がないことを表示している場合」以外の場合に、遺族の承諾によって臓器提供することができることとされている。
→ 臓器提供拒否の意思表示には、「書面」という要件がないため、システ

ムに登録された拒否の意思表示は、基本的に有効なものとして取り扱われる。

ただし、登録後に行われた新たな意思表示が確認された場合には、新たな意思表示が有効なものとして取り扱われる。

- ③ 上記の意思表示の取扱いについては、登録の際に明示しておく。

2. 本人が登録した情報であることの確認方法

(対応案)

- 登録された意思表示が本人が行ったものであることの確認方法としては、
 - ① 登録内容を記載したカードを、登録された住所に送付することとし、登録した覚えがない場合にはネットワークに連絡してもらう。
 - ② 登録情報の検索に当たっては、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号で検索する。

(論点)

- ・ 拒否の意思については、登録された意思表示が有効なものとして取り扱われることとなるので、電子認証が必要ではないか。
 - 電子認証の普及状況と費用対効果等についての検討が別途必要なため、当面は、家族からの聞き取りなど、他の情報も収集して意思確認に努めるという運用としてはどうか。
 - また、本人を識別するファクターとして、追加可能な情報はないか。

3. 登録情報を検索する時期

(対応案)

- ネットワークでは、あっせん業務を行う場合には必ず、システムへの登録の有無及びその内容を検索により確認するものとする。
- このほか、ネットワークは、患者が臨床的に脳死と診断された時点以降、家族からの依頼により医療機関からネットワークに検索の依頼があった場合にも検索を行うこととする。

(論点)

- ・ 臨床的に脳死と診断した後、家族からの依頼がない段階で、本人の情報を検索することはできないか。
 - 家族からの依頼がない段階で、医療機関側からネットワークに本人の名前等の個人情報を提供することは、個人情報保護の観点から問題か。

4. システムの運用について

(1) 15歳未満の者の登録について

(対応案)

- 15歳未満の者については、システム上、臓器提供意思を登録できない仕組みとしてはどうか。
 - 例：生年月日の入力により15歳未満の場合には、その先の手続を進められないようにする。

(論点)

- ・ 15歳未満の者の臓器提供拒否の意思表示の取扱い。

(2) 登録情報の保存期間（古くなった情報の取扱い（年齢、期間））

(対応案)

- あらかじめ何らかの基準を設けておくことが必要ではないか。

(3) 登録している情報の変更・削除の手続

(対応案)

- メールアドレス、パスワード、リマインダーを忘れた場合は、改めて新規の登録をする。
- 一度登録した情報を削除するための手続を設定する。

(4) 登録しようとする者に説明しておくべき事項

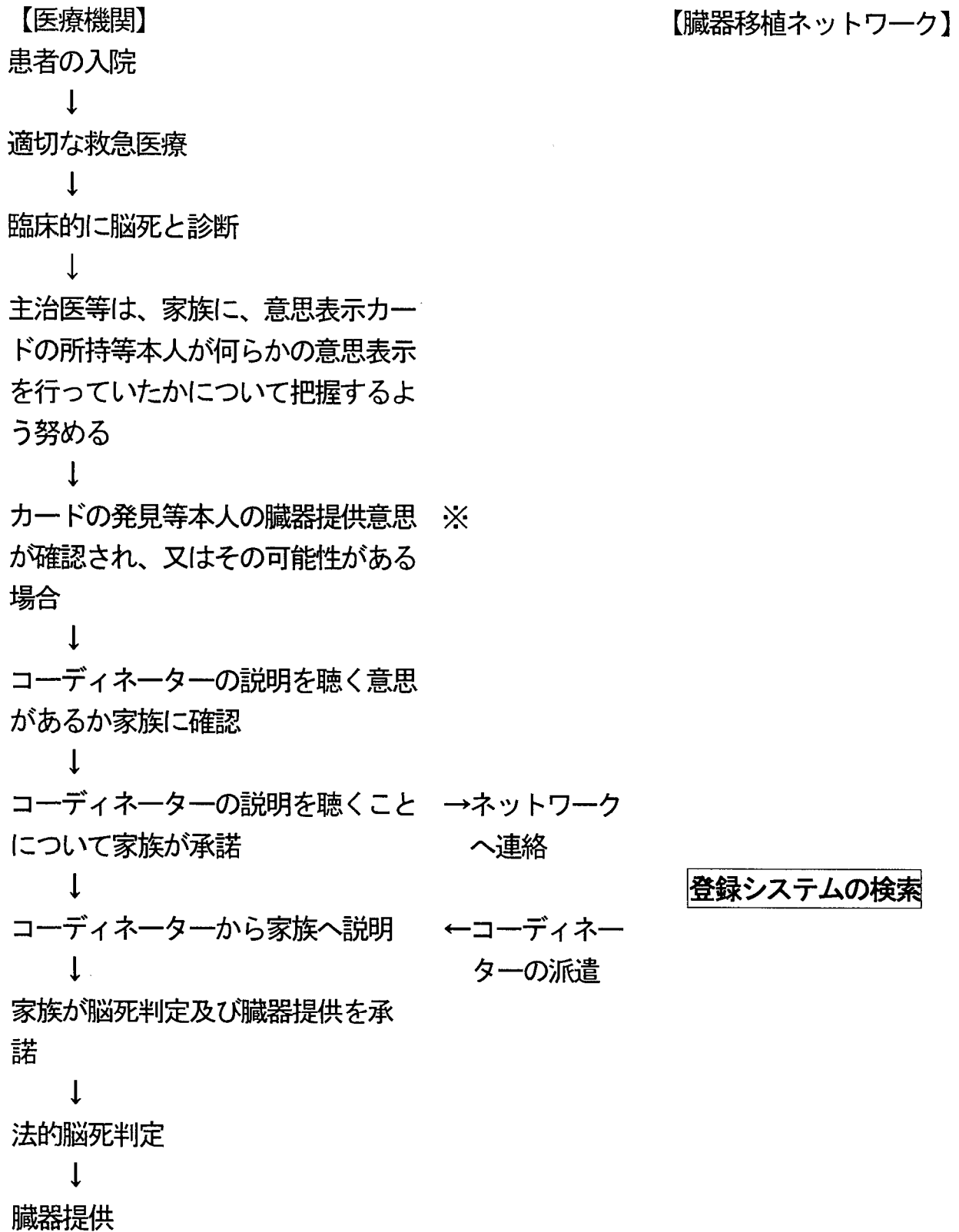
(対応案)

- 登録された意思表示の法的な意味
 - ・ 1(3)の内容を明示する。
- 登録された情報の内容が提供される場合
 - ・ 利用目的、方法(第三者提供(目的、内容、手段等)を含む。)を特定、明示する。
- 登録内容(臓器提供に関する意思、住所等)に変更があった場合について
 - ・ 登録内容に変更があった場合には変更手続きをとるように注記する。
 - ・ 変更手続きがとられていない場合、臓器提供に関する意思が生かされない場合があることを明示する。
- その他
 - ・ 家族との話し合いについて
 - 臓器提供にあたっては、家族の承諾が必須となっているため、家族との話し合いをしてもらうような工夫ができないか。
 - 例：登録完了の前に、「私は家族と話し合いました。」という画面を準備。
希望する人には、家族のメールアドレスを入力してもらい、登録内容が届くようなシステム。

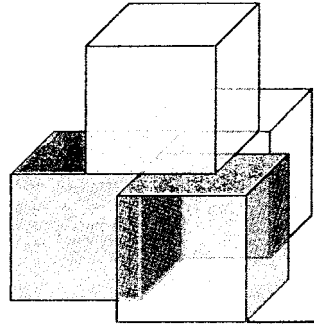
(5) その他

- 入力画面について
 - ・ 分かりやすい手続とし、重要な情報は強調する等の工夫を行う。
- 安全管理
 - ・ 運用にあたっては、システムにアクセスできる者の範囲を定め、十分な安全管理措置をとるように留意する。

脳死した者の身体からの臓器提供の標準的なフローチャート及び検索の段階



※ 臨床的脳死診断後に家族からの依頼によりシステムの検索をネットワークに依頼することは可能。

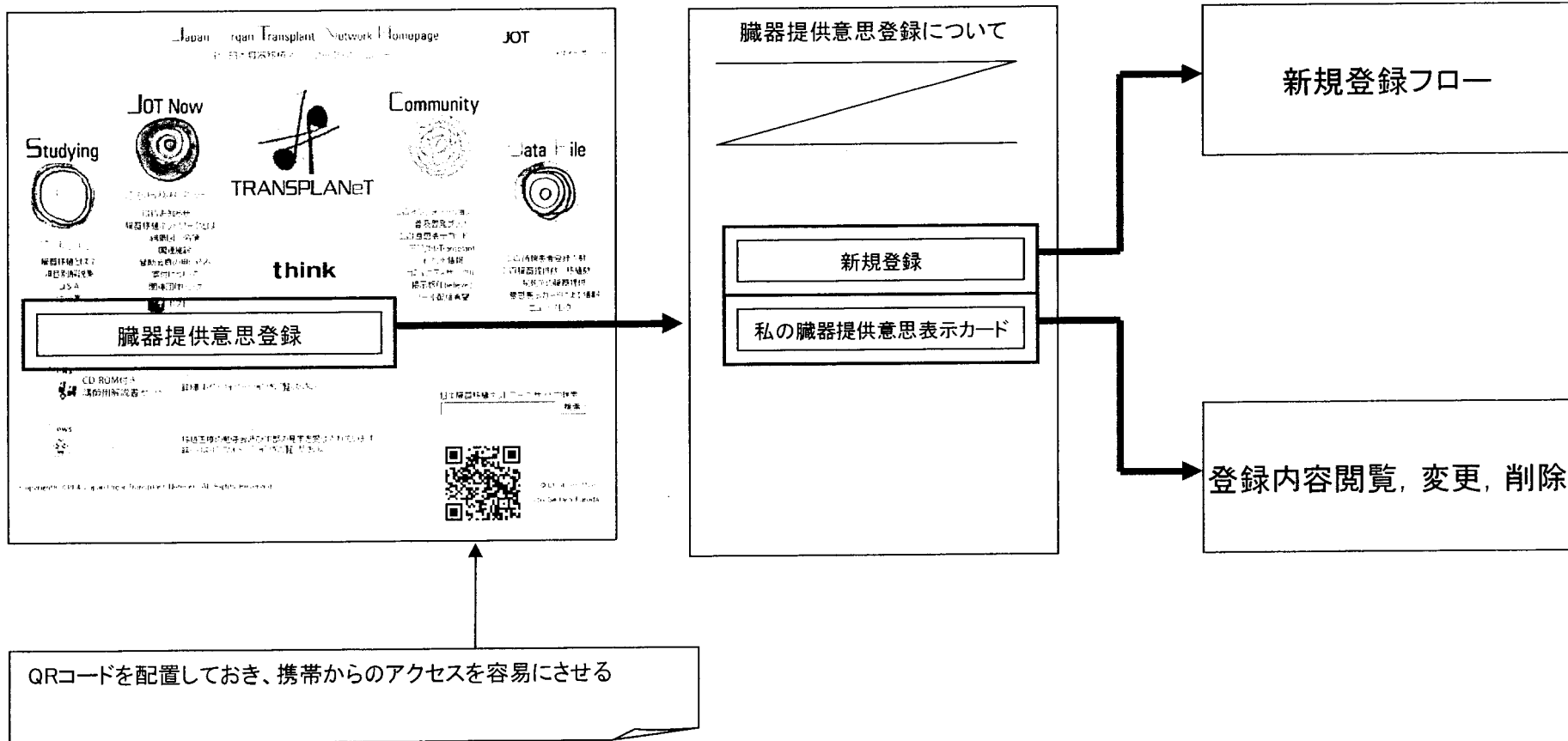


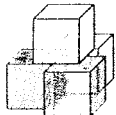
臓器提供意思登録システムのイメージ(案)

Webサイト 全体フロー

【意思表示カード】

<http://www.jotnw.or.jp/community/card.html>





Webサイト 新規登録フロー（提供者フロー）

【規約 同意画面】

イトポリシー

サイトポリシー

個人情報の扱いについて

アクセスログ

セキュリティポリシーについて

オンラインポリシーについて

同意する 同意しない

▲TOP

【入力画面】

◎ 息表小カード

【記入時の注意】
※その他の欄は、手術対象臓器が変更された場合などに対応できるように予備的に設けてあるものです。臓器移植と直接関係ありませんが、血液、骨、皮膚、臓器、骨髄、骨髄細胞の提供、気管支移植などにご記入いただいても構いません。
※15歳以上の未成年者となります。

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に下記の選択した項目の臓器を提供します。
 心臓
 肺
 肝臓
 腎臓
 脾臓
 小腸
 膵臓
 その他

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に下記の選択した項目の臓器を提供します。
 腎臓
 脾臓
 膵臓
 その他

3. 私は、臓器を提供しません。
 私は、臓器を提供しません。

4. 本人署名
 生年月日 []年 []月 []日
 氏名 姓 [] 名 []
 フリガナ 姓 [] 名 []
 住所 []
 電話番号 [] - [] - []
 メールアドレス []
 パスワード []
 パスワード(確認) []
 リマインダー設定 [出生地はどこですか?] []
 質問の答え []

確認画面 クリア

3. 提供しないにチェックした場合、上記1、2は入力無効とする。

【入力確認画面】

◎ 息表小カード

私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に下記の選択した項目の臓器を提供します。
心臓 / 肺 / 小腸

私は、心臓が停止した死後、移植の為に下記の選択した項目の臓器を提供します。
腎臓 / 脾臓

本人署名
 生年月日 1977年9月2日
 氏名 山田 太郎
 フリガナ ヤマダ タロウ
 住所 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19F
 電話番号 03-5221-9511
 メールアドレス morita@media-trust.com
 パスワード 12345678

リマインダー設定ペットの名称は？
 質問の答え 水手
 最終更新日 2005/05/25 10:35

申請 戻る

【入力完了画面】

◎ 息表小カード

登録が完了致しました。下記の登録証明書を印刷お持ち下さい。

私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に下記の選択した項目の臓器を提供します。
心臓 / 肺 / 小腸

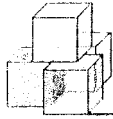
私は、心臓が停止した死後、移植の為に下記の選択した項目の臓器を提供します。
腎臓 / 脾臓

本人署名
 氏名 山田 太郎
 本人署名
 家族署名
 登録年月日 2006年7月10日 10:30

臓器提供意思表示カード

印刷
 閉じる

※ネットワークの現在のHPのサイトポリシーを掲載。内容は要検討。



Webサイト 新規登録フロー(提供拒否者フロー)

【規約 同意画面】

サイトポリシー

サイトポリシー

このウェブサイトは、株式会社メディア・トラストが運営するウェブサイトです。このウェブサイトを利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

1. 本ウェブサイトは、インターネットを通じて提供されるサービスです。本ウェブサイトを利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

2. 本ウェブサイトは、インターネットを通じて提供されるサービスです。本ウェブサイトを利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

3. 本ウェブサイトは、インターネットを通じて提供されるサービスです。本ウェブサイトを利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

個人情報の取扱いについて

本ウェブサイトは、個人情報を収集・利用する場合があります。個人情報を収集・利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

1. 本ウェブサイトは、個人情報を収集・利用する場合があります。個人情報を収集・利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

2. 本ウェブサイトは、個人情報を収集・利用する場合があります。個人情報を収集・利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

3. 本ウェブサイトは、個人情報を収集・利用する場合があります。個人情報を収集・利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

アクセスログ

本ウェブサイトは、アクセスログを収集・利用する場合があります。アクセスログを収集・利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

1. 本ウェブサイトは、アクセスログを収集・利用する場合があります。アクセスログを収集・利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

2. 本ウェブサイトは、アクセスログを収集・利用する場合があります。アクセスログを収集・利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

3. 本ウェブサイトは、アクセスログを収集・利用する場合があります。アクセスログを収集・利用するにあたって、以下の事項をご確認ください。

セキュリティポリシーについて

本ウェブサイトは、セキュリティポリシーを定めています。セキュリティポリシーを定めているにあたって、以下の事項をご確認ください。

1. 本ウェブサイトは、セキュリティポリシーを定めています。セキュリティポリシーを定めているにあたって、以下の事項をご確認ください。

2. 本ウェブサイトは、セキュリティポリシーを定めています。セキュリティポリシーを定めているにあたって、以下の事項をご確認ください。

3. 本ウェブサイトは、セキュリティポリシーを定めています。セキュリティポリシーを定めているにあたって、以下の事項をご確認ください。

プライバシーポリシーについて

本ウェブサイトは、プライバシーポリシーを定めています。プライバシーポリシーを定めているにあたって、以下の事項をご確認ください。

1. 本ウェブサイトは、プライバシーポリシーを定めています。プライバシーポリシーを定めているにあたって、以下の事項をご確認ください。

2. 本ウェブサイトは、プライバシーポリシーを定めています。プライバシーポリシーを定めているにあたって、以下の事項をご確認ください。

3. 本ウェブサイトは、プライバシーポリシーを定めています。プライバシーポリシーを定めているにあたって、以下の事項をご確認ください。

同意する 同意しない

▲TOP

【入力画面】

思表ホカド

【個人情報の取扱い】
当サイトに会員登録するにあたって、以下の事項をご確認ください。

1. 私は、個人情報の利用目的、取得後、提供の範囲を下記の欄に項目の欄を指定します。

登録
 検索
 更新
 削除
 送信
 印刷
 その他

2. 私は、個人情報の停止/削除/転送の範囲を下記の欄に項目の欄を指定します。

登録
 更新
 削除
 その他

3. 私は、欄を指定しません。
1. 私は、欄を指定しません。

本人署名
生年月日 年 月 日
氏名
フリガナ
住所
電話番号
メールアドレス
パスワード
パスワードの再入力
リマインダー設定 誕生日を指定して送りたい
質問の答え

確認画面 印刷

3.提供しないにチェックした場合、上記1、2は入力無効とする。

【入力確認画面】

思表ホカド

私は欄を指定しません。

本人署名
生年月日 1977年9月2日
氏名 山田 太郎
フリガナ ヤマダ タロウ
住所 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19F
電話番号 03-5221-9511
メールアドレス morita@media-trust.com
パスワード #2345678
リマインダー設定 ボットの名称は？
質問の答え 米子
最終更新日 2005/05/25 10:35

申請 戻る

【入力完了画面】

思表ホカド

登録が完了致しました。下記の登録証明書を印刷しお持ち下さい。

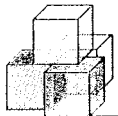
私は欄を指定しません。

本人署名
氏名 山田 太郎
本人署名
家族署名
登録年月日 2006年1月10日 10:30

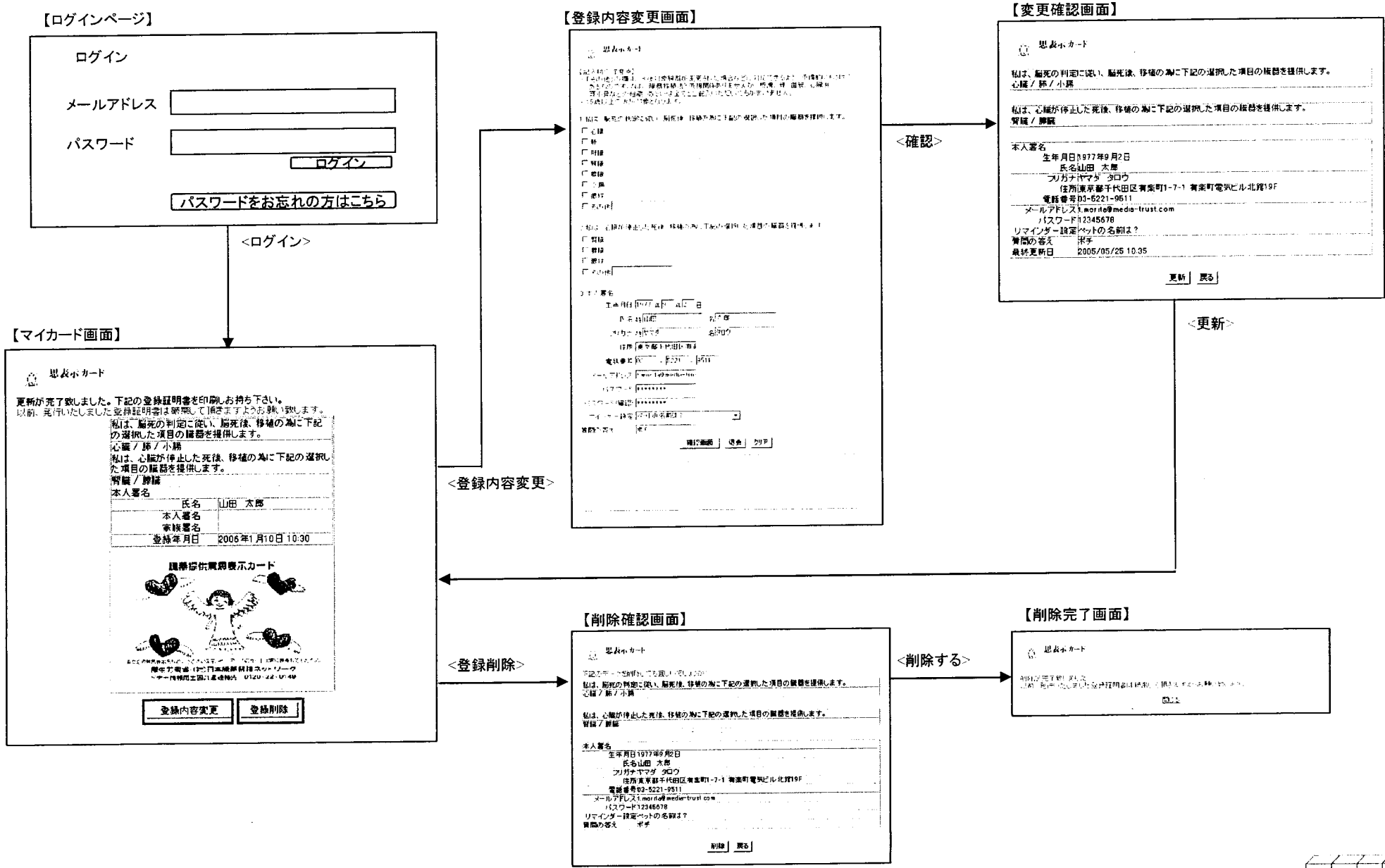
登録済作業員表示カード

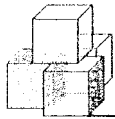
印刷
閉じる

※ネットワークの現在のHPのサイトポリシーを掲載。内容は要検討。



Webサイト 閲覧・変更・削除フロー





Webサイト パスワードリマインダー

【ログインページ】

ログイン

メールアドレス

パスワード

<パスワードをお忘れの方はこちら>

【ID入力画面】

⚠ 思表示カード

パスワードをお忘れの方は登録されたE-Mailアドレスを(ユーザーID)を入力して下さい。

E-Mailアドレス

【答え入力画面】

⚠ 思表示カード

設定された質問の答えを入力してください。パスワードを表示します。

質問 ペットの名前は？

答え

【確認メール送信画面】

⚠ 思表示カード

ユーザー確認の為、登録して頂いたメールアドレスにメールをお送り致しました。
メールのURLをクリックして頂き、パスワードをご確認して下さい。

確認メール

from	XXXX@XXX.XX.XX
SUB	パスワード確認

下記のURLをクリックし、パスワードをご確認下さい。

<http://www.jotnw.or.jp/XXX.XX.XX.XXX.asp?aaa=1234&m=1234>

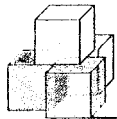
※このメールへの返信はできません。

【パスワード表示画面】

⚠ 思表示カード

設定されたパスワードを表示します。

パスワード testpassword



Webサイト 管理側

【ログインページ】

ログイン

ID

パスワード

【登録者検索】

検索

氏名

住所

電話番号

生年月日

検索方法は
 ・氏名/住所/電話番号/生年月日による検索(完全一致)
 以上をアンド条件にて検索

CryptLightの暗号化モードに「ECBモード」「CBCモード」の2種類あり、
 ECBモードであれば、完全一致でのデータ検索ができる。
 但し、ECBモードはCBCモードよりセキュリティ面では劣る点がある。

検索開始

CSV出力

CSV

<検索開始>

【検索結果一覧】

登録No	氏名	メールアドレス

氏名クリック

【詳細画面】

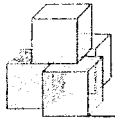
ⓘ 表示カード

下記のデータを削除してもよろしいでしょうか？
 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に下記の選択した項目の臓器を提供します。
 心臓 / 肺 / 小腸

私は、心臓が停止した死後、移植の為に下記の選択した項目の臓器を提供します。
 腎臓 / 脾臓

本人署名
 生年月日 1977年9月2日
 氏名 山田 太郎
 フリガナ ヤマダ タロウ
 住所 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19F
 電話番号 03-5221-9511
 メールアドレス t.morita@media-trust.com
 パスワード 12345678

リマインダー設定ペットの名称は？
 質問の答え 床子



Webサイト 管理側

【ログインページ】

ログイン

ID

パスワード

<パスワード変更>

【パスワード変更】

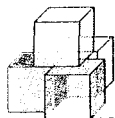
現在のパスワード

新しいパスワード

新しいパスワード
(確認)

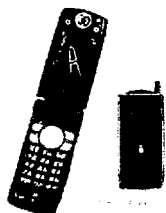
本システム管理画面のアカウントおよびパスワードの扱い

- ・本機能のアカウントおよびパスワードは他機能の管理画面とは別管理とし、本機能のみを操作するためのアカウントとする。
- ・パスワードは運用にて定期的に変更いただくこととする。



モバイルサイト

キャンペーンポスターや折込チラシ/雑誌にQRコードを掲載し、モバイルサイトに簡単アクセスできます。



JOT

What's New

臓器移植ネットワークとは？

臓器提供意思に関する情報

- 臓器提供意思表示カード
- 臓器提供意思登録

イベント情報

I believe

登録・変更・削除フローはWEBに準じる

意思表示カード

現在の臓器移植法では日本では移植医療が発展するために必要不可欠なのがこの臓器提供意思表示カード・シールの普及と言えるでしょう。特に脳死下での臓器提供には、本人の生前の書面による意思の表示が必須であるため、家族とよく相談したうえで、カードに記載した「署名・捺印」を記入の所について家族で確認し合ってください。シールに記入した場合は、運転免許証や保険証の定められた場所に貼ってください。カードと同じ有効期があります。

カードは、各地の市役所、保健所、郵便局、運転免許試験所、一部のコンビニなどにも置いてあります。

シールは、免許証用は運転免許試験場が免許の更新できる警察に、保険証用は各人が所属する健保組合にお尋ねください。

臓器移植ネットワークでも発送を受け付けています。

ドナー登録する方はこちら

TOPへ戻る

(C)Japan Organ Transplant Network

臓器移植ネットワークとは？

(社)日本臓器移植ネットワークは、臓器を提供してもよいという人(ドナー)やその家族の意思を生かし、臓器を提供してもらいたいという人(レシピエント)に最適な方法で臓器が贈られるように橋渡しをする日本唯一の組織です。全国を3つの支部に分け、専任の移植コーディネーターが24時間対応で待機しています。(本部・3支部制は、平成14年7月1日より施行)

<支部担当都道府県>

- 東日本支部
 - 北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野
- 中日本支部
 - 富山 石川 福井 愛知 岐阜 三重 静岡
- 西日本支部
 - 滋賀 京都 大阪 和歌山 兵庫 奈良 鳥取 山口 香川 徳島 愛媛 高知 福岡 大分 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄

TOPへ戻る

(C)Japan Organ Transplant Network

イベント情報

東北ブロック

意思表示カード配布のお知らせ

【日時】平成17年6月4日(土) 午前11時30分～平成17年7月9日(土) 午後5時～

【場所】山形県総合運動公園(旧ほなろアリーナ) (山形市天童市山王)

【内容】J1サッカーチーム・モンテディオ山形のホームゲームにて、ご来場の方々に臓器提供意思表示カードをフリープレゼントを配布します。スタンプの黄色いハッチが自印ですのでご来場の際はぜひお声をかけください。

対戦カード

6月4日 V.S 京都パープルサンガ(11:30～)

7月9日 V.S ゼスパ草津(17:00～)

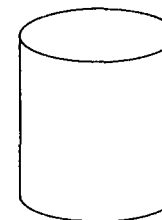
(お問い合わせ先)財団法人山形県等臓器移植推進機構 TEL:023-625-1069

戻る

TOPへ戻る

(C)Japan Organ Transplant Network

DB登録 (暗号化)



WEB/モバイルでアクセスしたデータを同一のDBに格納

諸外国の臓器提供意思登録システム (未定稿)

	イギリス	オーストラリア	カリフォルニア州	オランダ	フランス	ベルギー	韓国
登録方法	<ul style="list-style-type: none"> ・UK transplantのHPからオンライン登録 ・ドナーカードによる意思表示も可能。(オンライン登録を推奨) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア政府のMedicareのHPからオンライン登録 ・書面での登録も有 ・オンライン登録の場合は、登録後に同意確認書が送付される。これに署名してHICに送付すると正式登録。 	<ul style="list-style-type: none"> ・州公認のOPO (non profit organ procurement organization)によるオンライン登録 ・登録後、メールによる意思確認が行われ、電子署名がおこなわれて確認されてから有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による登録 ・様式記入後署名して郵送。 ・送付後6週間以内に本人に確認書が送付される。 ・ドナーカードによる意思表示も有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による登録 ・様式に必要事項を記入後身分証明書のコピーを添付して郵送。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による登録
登録事項	臓器提供の意思がある場合に登録	臓器提供に関する意思の内容を登録	臓器提供の意思がある場合に登録	臓器提供に関する意思の内容を登録	臓器摘出を拒否する場合に登録	臓器提供に関する意思の内容を登録	臓器提供の意思がある場合に登録
(内容)	<p>【必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、性別 ・生年月日 ・住所、郵便番号 ・提供する臓器(全部又は一部選択) <p>【任意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人種 ・備考欄 ・サイトをきっかけ 	<p>【必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディケアNO.等 ・氏名、性別 ・生年月日 ・住所、郵便番号 ・臓器提供に関する意思(YES・NO) ・提供する臓器(全部又は一部選択) ・本人情報であることの確認 <p>【任意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肩書(Mr. Miss. Dr.等) ・電話番号 ・メールアドレス ・最近親者氏名及び続柄 	<p>①ステップ1</p> <p>【必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臓器提供を希望 ・氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号 ・メールアドレス ・出生地 ・提供に関する制約(臓器の指定等)を行うかどうか ・条件(記載内容が正確であることを確認している旨等)への同意 <p>【任意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号、母親の旧姓、運転免許NO.、人種、サイトをきっかけ <p>②ステップ2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供しない臓器等の選択 <p>③ステップ3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録事項の確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器提供に関する意思(YES・NO・親族に委ねる・特定の人に委ねる) ・提供する臓器 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、性別 ・生年月日 ・住所 ・臓器提供を拒否する場合(移植目的、解剖目的、科学研究目的)をチェック ・確認書の送付希望 ・署名、年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・国籍 ・住所 ・臓器提供に関する意思(YES・NO等) ・署名 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明後、本人の意思決定を経て登録書式が作成され登録。

登録内容の変更等	<p>【変更】</p> <p>①最新の個人情報を入力。 ・氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号（必須）</p> <p>②最新の希望を入力 ・提供する臓器（全部又は一部選択） ※①、②は同時入力</p> <p>【削除】</p> <p>○氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号（必須）を入力</p>		<p>【変更】</p> <p>○登録ID、パスワード、生年月日を入力。 ※パスワードを忘れた場合、登録ID、生年月日を入力すれば、メールでパスワード送付。 ※登録IDを忘れた場合、地元のOPOに連絡。</p>				
その他			<p>・病院は潜在的なドナーが現れた場合、OPOへの照会が必要。</p>	<p>・ドナーになりうる人がいる場合、医師からDonor Registryへの事前照会が義務。</p>	<p>・臓器摘出に当たっては、登録簿への事前照会が必須。</p>	<p>・システム導入当初（1987年）は、臓器提供にNOの場合のみ登録。</p>	
登録率、登録者数		<p>・約500万人（2005年11月現在）</p>			<p>システム開始後約1年（1999年8月末）で38,084名（全人口の0.06%）が拒否の意思を登録。</p>	<p>1995年末において、ベルギー国籍者の1.8%及びベルギー在住の外国人の3.2%が拒否の意思を登録。</p>	

②

参照サイト等

イギリス：UK transplant

オーストラリア：Medicare Australia (Austlarian Donor Register)

カリフォルニア州：Donate Life California

オランダ：NIGZ Donorvoorkichting 他

○臓器の移植に関する法律(平成9年7月16日法律第104号)(抄)

(臓器の摘出)

第六条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう。

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第一項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

4 臓器の摘出に係る第二項の判定は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師(当該判定がなされた場合に当該脳死した者の身体から臓器を摘出し、又は当該臓器を使用した移植術を行うこととなる医師を除く。)の一般に認められている医学的知見に基づき厚生労働省令で定めるところにより行う判断の一致によって、行われるものとする。

5 前項の規定により第二項の判定を行った医師は、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該判定が的確に行われたことを証する書面を作成しなければならない。

6 臓器の摘出に係る第二項の判定に基づいて脳死した者の身体から臓器を摘出しようとする医師は、あらかじめ、当該脳死した者の身体に係る前項の書面の交付を受けなければならない。

附 則

(経過措置)

第四条 医師は、当分の間、第六条第一項に規定する場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。